

2015年 月 日

従業員各位

マイナンバーの通知について

この度、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が実施されることになりました。本年11月末にかけて、住民票登録がある住所地の市区町村役場から各世帯に『通知カード』が簡易書留郵便で届き、各自にマイナンバーが通知されることとなります。

この『通知カード』で届くマイナンバーは、「平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載することとなります。

これに伴い従業員各位は、以下の事項を遵守するようお願いいたします。

- ① 『通知カード』が届いたら、紛失しないよう確実に保管してください。
- ② 控除対象配偶者・扶養親族のマイナンバーも記載していただくこととなりますので、その方々の『通知カード』も紛失しないようお願いいたします。
- ③ マイナンバーは「社会保障」、「税」、「災害対策」の行政手続以外での使用は禁止されています。むやみに第三者に提供しないようにしてください。

以上